

けやき学童クラブ入所のご案内

住所 〒340-0824 埼玉県八潮市塙 127-2

電話 048-994-1500

定員 80名



1. けやき学童クラブの目的

- ・保護者の就労等により、放課後に保育の必要性がある小学校に就学している児童の健全育成を図ることを目的としております。
- ・学童保育所は、保護者のお迎えまで、児童が宿題をしたり、遊んだり、おやつを食べたりする場所です。

2. 入所基準

八潮市内の小学校に就学している児童のうち、その家庭の保護者や同居の家族その他の者が、次に示す事情により、児童を保育することができない場合となります。

保育を必要とする事由

ア	就労	就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間勤務、自営業、居宅内の労働など基本的にすべての就労を含む）を月に64時間以上の労働を常態としていること
イ	妊娠・出産	妊娠・出産（出産予定日前42日の属する月初日から産後56日の即する月末日まで）
ウ	保護者の疾病・障害	保護者が疾病・負傷し、または精神的・身体的に障害を有していること
エ	介護・看護	長期にわたる病人や心身に障害のある人がいる為、いつもその人の介護・看護にあたっていること
オ	災害復旧	震災・風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
カ	求職活動	求職活動を継続的に行っていること（起業準備も含む）
キ	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
ク	就学	専修学校やこれに準ずる教育施設に在学していること 職業訓練を受けていること
ケ	育児休業	育児休業取得時に、既に学童及び保育所を利用している子供がいて、継続利用が必要であること※
コ	特例による場合	その他、上記に類する状態としてけやき会と八潮市が協議の上認めた場合

※継続利用が必要な場合(里帰り出産、保護者の体調が悪い等特別な理由がある場合のみ)

3. 学童保育料

(1) 保育料の金額

学童保育料は入所児童一人あたり月額9,000円です。

(2) 保育料の支払方法

金融機関における口座引き落としのみとなります。学童クラブでご利用の手続きをお願いします。(口座振替日は毎月26日となります。26日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。)

なお、保育料を2か月滞納された場合、年度途中であっても退所していただきますので、予めご了承下さい。

また、滞納がない場合でも、口座引き落としが不能の状態が続いている場合も退所いただく場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 保育料の減額免除

次に示す世帯に該当する場合は、保育料の減額免除を受けることができます。

提出書類：保育料減額免除申請書及び次の①～③に該当することがわかる証明書の写し

- ① 生活保護世帯・・・生活保護受給証の写し
- ② ひとり親家庭医療費の受給世帯・・・ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
- ③ 学童クラブ入所児童が2人以上の世帯（2人目以降）・・・証明書不要

※申請書における全ての必要書類が提出された翌月から、保育料の減額免除を受けることができます。また、添付する証明書の写しは、入所時点で有効期限内の書類が必要となります。

(4) 学童クラブの休所や退所

学童クラブを長期間休所、または学童クラブを退所される場合、速やかにご連絡ください。
なお、休所中も保育料が発生します。

4. 入所申請

申し込みを希望される方は必要書類をそろえて、けやき学童クラブに申し込んでください。

※入所日は原則として、毎月1日の入所となります。

申込みに必要な書類

- ① 学童クラブ入所申請書
- ② 児童家庭調査書
- ③ 保育の必要性を証明する書類（65歳未満で同居している方全員分）
 - ・勤務（採用予定）証明書（自営業・内職の場合も提出）
 - ・医師の診断書（疾病・負傷・障がいを有する場合）
 - ・介護している方の医師の診断書など

5. 開所日

(1) 開所日 月曜日～土曜日

(2) 休所日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

台風や感染症等により学校が臨時休校になった場合や、その他休所が必要であると認めた場合（災害により登所が危険であると考えられる場合）には、休所日となります。

6. 開所時間

(1) 平日

通常どおり学校へ登校する日については、放課後から午後7時30分までとなります

(2) 土曜日

土曜日については、午前8時から午後6時30分までとなります。

(3) 平日の休校日

学校が休校となる日（春・夏・冬休み、学校行事の振替休日、県民の日など）の平日は、午前8時から午後7時30分までとなります。

(4) 児童の保育時間

児童の保育時間は、保護者の勤務時間に通勤時間を考慮した時間内となります。

児童の送迎時間については、学童クラブが開所している時間の範囲の中で、学童クラブ入所申込み時に児童家庭調査書に記載した送迎時間を守ってください。

7. 児童の送り迎え

(1) 児童のみでの登所・帰宅の禁止

児童のみでの登所・帰宅は、事故防止のため認めていません。必ず保護者が責任をもって送り迎えをしてください。

やむを得ず保護者の方がお迎えに来られない場合は、事前に学童クラブへ代理で迎えに来る方（大人に限る）についてご連絡ください。

(2) 通常どおり学校へ登校する日については、大曾根小学校からバスで学童クラブまで送迎します。

※学童クラブの開所時間・閉所時間は必ず守ってください。保護者による送迎が困難な場合は、ファミリー・サポート・センター等をご利用いただき送迎をお願いします。

8. 家庭との連絡

(1) 病気等に伴う休所

病気等でお休みする場合、事故防止の観点から、学童クラブと学校のクラス担任へ事前に必ず連絡してください。

(2) 連絡先の変更

急病等により学童クラブから勤務先、または携帯電話に連絡する場合があります。いつでも連絡がとれるように、「緊急連絡先」を記入してください。連絡先(携帯電話、電話番号)・住所、氏名・勤務先(住所、電話番号)等の変更がある場合、速やかに学童クラブへご連絡・提出してください。

9. その他

- (1) 学校で給食がない日は、お弁当を持たせて頂くか、学童クラブで発注する仕出しを申し込んでください。
- (2) 保護者の仕事がお休みの場合、家庭保育となります。
- (3) 学童クラブから学習塾等に通う時は、保護者のお迎えが必要となります。
- (4) ぜんそく・ひきつけ・脱臼・アレルギー、その他健康面で不安のある児童の場合、事前に学童クラブへ連絡してください。
- (5) 学校で体調を崩した場合は、学童クラブで保育することはできませんので、ご了承ください。
- (6) 学校のクラス担任の先生に、学童クラブに通うことを伝えてください。
- (7) 学童クラブに通う児童は、学校を下校する際、自宅方面へ帰る下校班には並ばずに、学童クラブへ行く児童の下校班に並ぶことになります。
- (8) 一度自宅に下校した後に、再度学童クラブに登所することはできませんのでご注意ください。
- (9) 次のような場合はご連絡を致しますのでお迎えに来ていただきます。
 - ・発熱した時（通常時より1度以上上がったとき）
 - ・下痢のひどい時
 - ・咳のひどい時
 - ・嘔吐のひどい時
 - ・伝染病の疑いがある時
 - ・その他集団生活が無理であると判断される時
 - ・医師の受診が必要と判断される時